

令和5年度 石川県特定最低賃金専門部会  
第2回 電機部会 議事録

|         |   |                             |        |         |
|---------|---|-----------------------------|--------|---------|
| 開催日時    |   | 令和5年10月18日 水曜日 9時30分～10時50分 |        |         |
| 開催場所    |   | 金沢駅西合同庁舎 7回共用第5A会議室         |        |         |
| 出席委員    | 公益代表委員  | 栗田 真人                       | 木村 弘   | 高見 俊也   |
|         | 労働者代表委員   | 上岡 純一                       | 徳本 喜彰  | 宮永 貴之   |
|         | 使用者代表委員   | 岩田 誠                        | 江本 茂人  | 橋本 政人   |
|         | 欠席委員  |                             |        |         |
|         | 事務局   | 岡村労働基準部長                    | 南出賃金室長 | 石間賃金指導官 |
| 春名賃金調査員 |   |                             |        |         |
| 次第      | <p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p style="text-align: center;">石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、<br/>情報通信機械器具製造業最低賃金の改正金額について</p> <p>3 閉会</p> |                             |        |         |
| 議事内容    | <ul style="list-style-type: none"> <li>別紙のとおり</li> </ul>  |                             |        |         |

令和5年度 石川地方最低賃金審議会  
石川県特定最低賃金専門部会 第2回電機部会 議事録

令和5年10月18日（水）

9時30分～10時50分

金沢駅西合同庁舎 7階共用第5A会議室

【木村部会長】 定刻になりましたので、第2回電機部会を開会いたします。  
部会の成立状況について報告してください。

【事務局】指導官 本日は、全委員のご出席をいただいております。現在、9名中9名のご出席で、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数である全委員の3分の2以上、又は公労使各側委員の3分の1以上を充たしていますので、本日の部会は有効に成立していることをご報告申し上げます。

【木村部会長】 議事に入る前に、本日の議事録確認者を指名したいと思います。  
公益委員側は私木村が行います。労働者側は徳本委員、使用者側は橋本委員  
お願いします。  
それでは議事に入ります。まず、事務局から配付資料について説明してください。

【事務局】室長 本日お配りしました資料でございますが、次第それから、全国の決定状況  
でございます。

【木村部会長】 ただいまの説明についてご質問等ありますでしょうか。  
ご質問が無いようですので、次に移りたいと思います。  
まず、前回の部会での労使各側の発言内容を確認しておきます。  
労働者側の発言と致しましては、春闘での全国平均月額173,500円を、月の  
所定労働時間164時間で割ると、時間給1,058円となり、現在の石川県の最低  
賃金額との差額は135円となります。これを3年で埋める前提で1年あたり45  
円、材料費、エネルギー経費等の高騰の状況の中、より優秀な人材確保する上  
で、1,000円台を目指して、しっかりと協議したい。金額提示は、本日のとこ

ろ 45 円としたい。とのご主張であったかと思ひます。

使用者側の発言と致しましては、他県の状況を見ながら、十分協議をして最終的に落ち着くべきところに落ち着かせたい。本日のところは、35 円の引き上げを提示する。とのご主張であったかと思ひます。

以上が労使各側のご意見の概要でしたが、労働者側委員の皆さんからは全会一致での結審に向けた審議を進めていくこととなることとご発言をいただきしており、また、使用者側委員の皆さんも全会一致を目指した審議を進めていくことを基本姿勢としていただいていると確信しております。

それでは、本日も前回に引き続き金額等について、労使双方から個別にご意見をお伺いしたいと思ひますが、その前に、この場で何かご意見がありましたら、お聞きしたいと思ひます。

まず労働者側委員の方からご意見をお伺いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

【徳本委員】 今、一回目の報告いただいたとおりですので今日のところは追加することはございません。

【木村部会長】 その他の労働者委員の方はよろしいですか。  
よろしければ、使用者側委員の方のご意見をお伺いしたいと思ひます。いかがでしょうか。

【橋本委員】 私どもも同様でございまして、労働者側の意見も十分聞いた上でより良い結果を得られるように頑張りたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

【木村部会長】 その他の使用者委員の方はよろしいですか。  
よろしければ、ここで部会をいったん休憩いたしまして、それぞれ個別にご意見をお聞きしたいと思ひます。事務局は、控室について案内をお願ひします。

【事務局】 指導官 労働者側の控室は、5 階にございませ認定室を、使用者側の控室は、同じフロアーにございませ第 5 B 会議室を用意しております。

【木村部会長】 それではいったん部会を休憩いたしますので各側の委員の方は控室の方へお願ひします。

(公労・公使折衝)

【木村部会長】 部会を再開致します。  
改正金額は 963 円です。引上げ額は 40 円です。この金額でよろしいですか。

【各側委員】 異議なし。

【木村部会長】 それでは、改正金額 963 円を当部会の結論といたします。  
本審に提出します部会報告書案を準備いただいていますか。それでは事務局から部会報告書案を配付し、読み上げてください。

(部会報告書(案)配付)

【事務局】 指導官 令和 5 年 10 月 18 日、石川地方最低賃金審議会会長高見俊也殿  
石川地方最低賃金審議会、石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会部会長木村弘

石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 5 年 8 月 29 日、石川地方最低賃金審議会において付託された標記のことについて、慎重かつ真摯に調査審議を重ねた結果、労使双方が合意し、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

委員の氏名は読み上げ省略させていただきます。

別紙

石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金

- 1 適用する地域  
石川県の区域
- 2 適用する使用者、 3 適用する労働者は割愛させていただきます。
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 963円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日  
令和5年12月31日

【木村部会長】 この部会報告書案でよろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【木村部会長】 それでは、この部会報告書を本審会長あて提出することといたします。  
なお、8月29日に開催されました石川地方最低賃金審議会において、全会一致で結審した場合には、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、部会の決議をもって本審議会の決議とすることと議決されておりますので、この部会の決議をもって答申となります。

事務局は部会報告書と同一内容の答申文を作成し配付してください。

(答申文を配付)

【木村部会長】 答申文につきましては、写しをお配りしたとおりですが、別紙に記載の答申内容は審議会長への報告書と同一のものでありますので、読み上げは省略ということよろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【木村部会長】 それでは、読み上げを省略します。  
答申後の手続き等について事務局から説明してください。

【事務局】 指導官 この答申につきましては、本日、最低賃金法第11条の規定に基づき、石川地方最低賃金審議会の意見として公示いたします。公示日の翌日から起算して15日間公示を必要としますので、11月2日木曜日まで公示することとなります。この間に異議申出があった場合は、令和5年11月17日金曜日開催予定の石川地方最低賃金審議会本審において改めてご審議いただくこととなります。

【木村部会長】 事務局から、その他に何かありますか。

【事務局】 部長 私の方から一言申し上げさせていただきます。部会の決議をもちまして本審議会の決議とするとの最低賃金審議会規程に基づき、当局局長あてご答申をいただきましたので、局長に代わりまして、お礼申し上げたいと思います。

本年 10 月 12 日の第 1 回部会から本日に至るまで合計 2 回に渡りご熱心にご審議をいただき、労使各側のコンセンサスの下に特定最低賃金が設定されるべきとの考え方にご理解いただき、双方譲れないところを敢えて、大幅な譲歩をいただきまして、本日、本来のあるべき姿である全会一致での結論の取りまとめに多大なご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

今後は、12 月 31 日改正発効に向け手続きを進めてまいります。本日は、どうもありがとうございました。

【木村部会長】 全会一致の取りまとめにご協力いただきましてありがとうございました。これで、本日の電機部会を終了いたします。